

認証の一時停止について

2025年10月22日～23日の判定委員会の結果、次の認証登録品の一部型式について、品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書第17条の要件により、認証を一時停止します。

併せて品質認証業務規則(JWWA-H106)の第28条に基づき公表します。

2025年10月23日

認証取得者	住所	認証登録番号	認証登録品の種類	認証登録品名・型式又は略号	事由
大阪ガスケミカル株式会社	大阪府大阪市西区千代崎三丁目南2-37 ドームシティガスビル	薬F-1	水道用粉末活性炭	白鷺C-1 白鷺CW50-1	JWWA K 113に規定する試験項目の一部が審査基準に適合しなかったため。